

(1) 建築物の定義

車両を利用した工作物

法第2条第1号

【内 容】

- ・バス、キャンピングカー及びトレーラーハウス等の**車両**（以下「トレーラーハウス等」という。）を用いて住宅・事務所・店舗等として使用するもののうち、以下のいずれかに該当するものは、法第2条第1号に規定する建築物として取り扱う。

◆建築物として取り扱うもの

- トレーラーハウス等が随時かつ任意に移動することに支障のある階段、ポーチ、ベランダ、柵等があるもの。
- 給排水、ガス、電気、電話、冷暖房等のための設備配線や配管等をトレーラーハウス等に接続する方式が、簡易な着脱式（工具を要せずに随時取り外すことが可能な方式）でないもの
- 規模、形態、設置状況等から、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。

- ・なお、設置時点では建築物に該当しない場合であっても、その後の改造等を通じて土地への定着性が認められるようになった場合については、その時点から当該トレーラーハウス等を建築物として取り扱うことが適切である。

【解 説】

- ・「随時かつ任意に移動できるとは認められないもの」の該当例は、以下のとおりである。

- 車輪**が取り外されているもの又は**車輪**は取り付けてあるがパンクしているなど走行するために十分な状態に**車輪**が保守されていないもの。
- 上部構造が**車輪**以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部を工具を使用しなければ取り外しができない場合等）。
- トレーラーハウス等の敷地内に、トレーラーハウス等を設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造（勾配、幅員、路盤等）の連続した通路がないもの。
- トレーラーハウス等が適法に公道を移動できないもの。

- ・臨時運行許可（仮ナンバー）や特殊**車両**通行許可等を受けたことだけでは、「随時かつ任意に移動できるもの」との判断はできない。
- ・建築物に該当するかどうかは、規模（床面積、高さ、階数等）、形態（屋根を有するか等）、設置状況、又は用途上、長期間存置されるか等から総合的に判断する必要がある。

参 考

- ・トレーラーハウスに関する建築基準法の取扱いについて（昭和62年12月1日住指発第419号）
- ・トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて（平成9年3月31日住指発第170号）